

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年5月13日

静岡県知事 鈴木康友

## 1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量 特種用途自動車(災害弱者搬送車)  
ディーゼル マイクロバス(車いす仕様) 20人乗り以上 1台
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年2月27日
- (4) 納入場所 御前崎市消防本部（御前崎市池新田5151番地の1）
- (5) 入札方法 総価による。

今回購入する車両は厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品（平成3年厚生省告示第130号）に該当する消費税非課税車両にあたるため、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、契約希望金額を入札書に記載すること。（契約にあたり入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算しないので注意すること。）

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車及び付属品」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県内の営業拠点若しくは同系列店による支援体制が整備されていること。
- (4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

### 3 入札者に求められる義務

- (1) 納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。
- (2) 物品の納入後、修理、点検その他アフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるよう、静岡県内の営業拠点若しくは同系列店による支援体制が整備されていること。
- (3) 納期限までに納入する物品を用意する能力があること。

### 4 仕様書・入札説明書の交付場所及び担当部局

#### (1) 交付場所及び担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県出納局用度課物品班

電話番号 054-221-2191

E-mail yodo@pref.shizuoka.lg.jp

#### (2) 交付期間

令和7年5月13日から令和7年5月26日午後1時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

#### (3) 交付方法

電子メールによりPDF形式ファイルで提供する。上記(1)記載のE-mail宛てに、件名を「入札資料の交付依頼」として、物品名及び氏名（法人の場合は商号又は名称）、連絡先電話番号を記載した電子メールを送付すること。

### 5 入札執行の日時及び場所

日時 令和7年5月28日（水）午前11時20分

場所 静岡県庁西館4階第一会議室B

### 6 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

#### (3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

#### (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 詳細は入札説明書による。